

3木監査第19号  
令和3年8月11日

木島平村長  日基 正博 様

木島平村代表監査委員 渡 邊 吉 基

令和2年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和2年度木島平村一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和3年8月11日

木島平村長 日躰 正博 様

木島平村監査委員 渡邊 吉基  
木島平村監査委員 勝山 卓

令和2年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和2年度木島平村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書(水道事業会計を除く)及び地方自治法施行令第16条の書類外関係帳票類、証拠書類等について、その内容を慎重に審査した結果次のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和2年度木島平村一般会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村情報通信特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村学校給食特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村介護保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村観光施設特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村下水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村高社簡易水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村小水力発電特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類

令和2年度木島平村各種基金の運用等

2 審査の期間

令和3年7月20日から令和3年7月29日までのうち5日間

### 3 審査の手続

この審査にあたり、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

また、「地方公共団体財政健全化法」による村財政の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標に注目した。

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められる。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているので適正のものと認められる。

事業実績及び主要施策の成果の報告については、それぞれ適正であると認められる。

## 第3 総括

- (1) 本年度の村税の不納欠損額は現年度分と過年度分合せて3,995,828円となっている。その要因を再度検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。
- (2) 過年度分固定資産税不納欠損額135,300円のうち18,500円については、時効中断の手続きがされなかったことによるものである。過去においても同様の取り扱いがあり、意見申し上げているが、その要因を調査するとともに他にないか精査し、再発防止のための対策を構築されたい。
- (3) 令和3年3月に公務災害事故が発生した。村ではかねてより公務災害防止を図るた

めに対策を行なってきているが、職員の安全確保のため、公用車、重機等使用上の安全面の再検証や職員に対し安全指導教育の徹底等図るなど、実効性のあるものとされ、公務災害が起きないように努められたい。

- (4) 一般廃棄物処理事業によるごみの減量化は、例年意見を申し上げているところであるが、その取り組みが奏功し若干ながら減少となっている。しかしながら、依然として廃棄物処理費用は多額であり、ごみの減量化は当村において重要な課題であることから、今後も更なる取り組みを強化し減量化に努められたい。
- (5) 国民健康保険事業の安定した運営を進めるためには、被保険者の健康管理に意を注ぎ、病気にならないこと、また病気が早期に発見・治療されることが肝要である。各種健診等の補助額の見直しを行ない、受診率の向上に努められている。現在国の死亡原因の第一位はがんであり、がん検診事業の検診項目の補助の見直しを行なう等、受診率の更なる向上と病気予防対策に積極的に取り組まれたい。
- (6) 村の施設のグリーンセンターは、農業振興公社に管理委託料として 150 万円支出されている。施設の所有は当村で、施設の利用は概ね公社が行っていること、および管理委託料の算出根拠が明確さを欠くので本件の支出について見直されたい。
- (7) 村では、第三セクター「木島平観光株式会社」に対し、経営悪化の都度「検討委員会」等を設置し、それを基に「改革プラン」や「管理計画」を作成している。しかし、それに基づいた改善計画等の進捗状況の把握が不明確であり、改善についてチェックが十分なされていないものと推測される。当社に対する財政支出は年々増加しており、リフト等の維持管理も含め将来的に更なる負担も懸念されるので、従来 of 経営改善計画や改革プランの履行状況を検証し、実行されていない事項については早急に検討し改善されるよう要請する。
- (8) 村では、行政執行上必要に応じて都度「各種委員会」等を発足され有効に運用されているが、前記委員会のように影響が大きく、最終的なフォローアップが必要と思われるものもあり、各委員会の重要度によりその対応が異なると思われるので、各委員会に応じた対応が図れるような体制の構築について検討されたい。
- (9) 観光地域づくり推進事業は、観光振興局に対し事務局経費として、旅行業アドバイザー業務委託料 832,000 円を支出している。しかし旅行業の売上金は、すべて当振興局に入金されていることを鑑みると、当該費用については当振興局が負担することが妥当なものと思われるので検討されたい。

(10) 宅地造成事業として、旧北部小学校グラウンド跡地を 6 区画造成し分譲販売を行っている。本事業が長期化することのないよう、販売期間・方法等具体的な販売計画を立て販売促進に努められたい。

#### 第4 財政の構造

実質公債費比率が 14.4% で前年度対比 1.1 ポイント増となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は更に上昇し数年後にはピークを迎えると予想されている。このように財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が 18% を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による 4 指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

